

2025 年度 NGO スタディ・プログラム最終報告書

提出日	2026 年 3 月 6 日		
氏名	川村 祐子		
所属団体(正式名称)	特定非営利活動法人 ACE		
派遣タイプ	研修受講型 (集合・対面型 ※一部オンライン)		
研修国・地域	モロッコ、マラケシュ		
受入機関名	モロッコ政府、国際労働機関 (ILO)		
研修期間	2026 年 2 月 8 日～2026 年 2 月 16 日	研修日数	9 日間
研修テーマ	児童労働撤廃に向けた更なる取り組み加速のためのマルチステークホルダー連携における政府、企業、NGO の役割と強化分野を探る		

1. 導入

当法人は 1997 年の設立以来、児童労働の予防・撤廃と子どもの権利の保護を活動の主軸に据え、政府、企業、市民との協働を通じて、日本、ガーナ、インドを中心に草の根支援、企業連携、政策提言などを行ってきた。児童労働とは、原則 15 歳未満の就業最低年齢を下回る労働、または 18 歳未満の子どもの心身に悪影響を及ぼす危険有害労働（最悪の形態の児童労働）を指し、国際労働機関（ILO）の条約第 138 号および第 182 号により禁止されている。これは子どもの権利条約第 32 条が定める、経済的搾取や危険有害労働から守られる権利の侵害であると同時に、企業のサプライチェーンにおける人権問題としても認識されている。持続可能な開発目標（SDGs）の目標 8 ターゲット 7 でも、「強制労働の廃絶、現代の奴隷制度および人身取引の廃止、子ども兵士の採用と使用を含む最悪な形態の児童労働の禁止および撤廃のために、即時かつ効果的な措置をとり、2025 年までにあらゆる形態の児童労働を終わらせる」¹と掲げられている。

しかし 2025 年に発表された報告書（ILO/UNICEF）²によれば、世界では依然として 1 億 3800 万人の子どもが児童労働に従事しており、目標との間に大きな隔りがある。児童労働者数は、初の世界推計が発表された 2000 年以降、2016 年から 2020 年の増加を除き、全体として減少傾向にある。ただし減少の多くはアジア・太平洋地域によるもので、サハラ以南アフリカでは特に農業分野での児童労働が深刻で、蔓延率および絶対数の双方で最大の課題となっている。また、同報告書によれば、2030 年までに児童労働者を撤廃するためには、現行の 11 倍の規模での介入が必要と試算されている。尚この推計は、各国の児童労働に関する統計に基づいて算出されているが、日本を含む一部の国では国内における児童労働の統計が整備されておらず、実際の人数はさらに多い可能性も指摘されている。2009 年からガーナのカカオ生産地域で児童労働の予防・撤廃に取り組んできた当法人は、この状況を深刻に受け止め、より効果的な施策の情報収集を進めている。

児童労働への対応としては、現在主に 2 つのアプローチがある。一つは、「サプライチェーン・アプローチ」と呼ばれ、企業が個社単位でサプライチェーンの人権デュー・ディリジェンスを通じて予防と是正の策を行う方法である。カカオ産業の文脈では、児童労働のないカカオの生産と取引を実現する取り組みを指す。調達地域で児童労働を発生させない仕組みと是正措置が適切に機能すれば、企業は人権尊重の責任を果たしているといえる。しかし、児童労働は特定のサプライチェーンのみにて発生するわけではなく、ある企業の調達地から児童労働がなくなっても、近隣の他社の調達地あるいは他産業へ水平移動するリスクが残る点がこの手法の課題だ。

この課題に対処する方法として、「統合的エリアベース・アプローチ」がある。この手法では、対象は特定企業の調達地ではなく地域全体を対象とし、児童労働の予防・撤廃をめざす。中央政府や地方政府、学校、行政制度、地域住民などを巻き込み、子どもの就学確保、貧困家庭への生活支援、監視体制の構築を統合的に進める。また、収入向上や農園経営の改善支援を行い、児童労働に依存しない生活基盤を整える。サプライチェーン・アプローチと異なり、特定の産業に限定せず、地域全体で子どもたちを児童労働から守り、最終的には外部からの介入なく自力で児童労働に対応できる状態をめざす。

¹ Goal 8 Decent Work and Economic Growth. UNDP. <https://www.undp.org/sustainable-development-goals/decent-work-and-economic-growth> (2026 年 3 月 3 日閲覧)

² International Labour Organization and United Nations Children's Fund, Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward, ILO and UNICEF, Geneva and New York, 2025. License: CC BY 4.0.

当法人は、2009年からガーナのカカオ生産地での活動を通じ、エリアベース・アプローチの有効性を認識し、独自プロジェクトに取り入れてきた。さらに、その学びを国家レベルへ応用するため、国際協力機構（JICA）の事業として、ガーナ政府の政策の一つである「児童労働フリーゾーン」制度構築にも携わっている。当法人は、サプライチェーン・アプローチとエリアベース・アプローチを組み合わせることで児童労働の予防・撤廃を加速できると認識している。一方、近年は国際協力資金が減少する中で、企業による資金動員が期待されているが、企業にとって直接の利益が見込みにくいことから、「エリアベース・アプローチ」への参画は十分に進んでいない。市民社会としては、現場でのインパクト創出と資金動員の双方の観点から、この課題を乗り越える必要があると考えている。

こうした背景のもと、当法人が携わらない地域・分野における成功事例および学びの情報収集、児童労働撤廃に向けた国際的な連携の方向性の把握、市民社会および企業、政府など関連の各セクターにおける強化分野の特定、関連主体とのネットワーク強化などを目的として、第6回児童労働撤廃世界会議への参加は有益であると判断した。本報告書では同会議への参加を通じて得られた知見をもとに、当法人および市民社会組織が直面する課題と、その解決に向けた示唆を整理する。

2. 本文

2-1. 会議の概要

第6回児童労働撤廃世界会議は、ILOとモロッコ政府の主催にて2026年2月11日～13日にマラケシュで開催された。本会議は児童労働をテーマとする世界最大規模の国際会議であり、第1回は1997年にノルウェーで開催され、以降4年に1度開催されている（第5回は新型コロナウイルスの影響により1年延期され、2022年に開催）。参加者は、ILOの構成機関である世界各国政府、労働組合、使用者団体のほか、企業、国際機関、地域機構、市民社会組織に加え、元児童労働者の若者、開催国モロッコの子ども議会構成員など多様な主体で構成され、約1200名がマラケシュに集った。政府代表はアフリカおよび欧州諸国からの参加が際立って多く、ラテンアメリカ諸国がそれに続いた。一方で、アジアからの参加は相対的に少ない印象を受けた。主要セッションやサイドイベントはオンラインでもライブ配信され、実際の参加者はこれを上回る。SDGs目標8.7が依然として課題となる中、第6回会議は、2022年の第5回世界会議（南アフリカ）で採択された「ダーバン行動要請³」に基づき2022年以降の進捗状況の評価をするとともに、2030年までおよびそれ以降に向けた連携加速の方向性を確認する場として位置付けられた。具体的には、各国・各主体による取り組みや成功事例からの示唆の共有、児童労働および強制労働の撤廃を加速させるための緊急措置の特定、国際社会における連携強化分野の確認などが議論された。会議は①ハイレベルパネル、②テーマ別セッション（パネルディスカッション型・ワークショップ型）、③サイドイベント（対面・オンライン）、④展示ブース型のイノベーションフェアにより構成された。さらに会議前日の2月10日にはプレカンファレンスが開催され、市民社会組織などによるオンラインサイドイベントが現地時間9時～18時にかけて実施され、研修員も宿泊先からオンラインで参加した。

第5回と第6回の会議を比較すると、セッションテーマの焦点にも変化が見られた。第5回の会議では、ビジネスと人権の国際的な主流化の潮流の影響もあり、「サプライチェーン」「バリューチェーン」

³ Durban Call to Action on the Elimination of Child Labour. (2022, May 20). International Labour Organization (ILO).
<https://www.ilo.org/resource/conference-paper/durban-call-action-elimination-child-labour>

「デュー・ディリジェンス」など、サプライチェーン上の児童労働と民間セクターの役割に焦点を当てたセッションが多数を占めた。一方、第6回では、民間セクターの役割も引き続き議論されたものの、多くのセッションが「児童労働の根本原因としての経済的要因（収入格差・社会保護・フォーマル化）」や「児童労働の課題の規模が最も大きい特定セクター（農業・家事・危険労働）」に焦点を当て、経済構造・社会システム面での解決策、連携強化の必要性について議論が行われた。また、これまで大きく取り上げられてこなかった「デジタル技術による（最悪の形態の）児童労働リスク」が複数セッションで議論されたことも特徴の一つである。

2-2. 学び

本研修参加にあたり、次の二つの点を研修テーマとして設定した。

①ピアラーニングを通しカカオ産業以外の取り組みについての情報を収集する。特に、マルチステークホルダー連携における事例と、低年齢層の子どもの児童労働リスクの低減に寄与する要素に情報収集の焦点を絞る。産業においては、農業、鉱山、家庭内労働・ケア労働を中心に情報を収集する。これによる期待する成果として、他地域・他産業における事例の共有を通し、日本のカカオ産業におけるマルチステークホルダー連携にも応用できそうな、連携成功のカギとなった要素について情報収集する。

②2030年まであるいはそれ以降に向けた、児童労働撤廃に関わる国際社会におけるコレクティブ・アクションの方向性が明確になり、国際社会や日本政府への政策提言活動に取り込むべき視点を得る。

参加した各セッションで得た学びを以下にまとめる。なお、市民社会組織の参加枠が限られていたことや、国際機関やILO構成機関が共催しないサイドイベントの多くが不採用となったことから、全体としてハイレベルな内容のセッションが多かった。以下では、そこから得た学びをテーマ別に整理する。また、会議期間中は複数セッションが同時開催されていたため、帰国後に録画を視聴して収集した情報も含めている。

2-2-1. 統合的エリアベース・アプローチの有効性の再確認

様々なセッションからの学びを統合すると、統合的エリアベース・アプローチの有効性を再認識することができた。具体的な事例紹介の中で統合的エリアベース・アプローチという手法名はあがらなくとも、必要な支援を届けるための各省庁間の連携、一国において産業分野をまたいだ共通の課題の解決に向けた市民社会組織、企業、国際機関、政府における連携などが共有され、会議最終日に発表された成果文書「マラケシュ・フレームワーク」⁴においても、今後の国際社会の協力体制として統合的エリアベース・アプローチを推進する旨が繰り返し記されている。

統合的エリアベース・アプローチを機能させるためにカギとなるのが、中央政府、地方政府、それから現場で動く市民社会組織、企業、国際機関間でのコミュニケーションだ。現場の状況を政策の見直しおよび予算の再分配に活かすため情報をインプットするボトムアップの情報共有と、連携すべき関連機関

⁴ Marrakech Global Framework for Action against Child Labour. (2026, February 13). International Labour Organization (ILO). <https://www.ilo.org/sites/default/files/2026-03/Marrakech%20Global%20Framework%20for%20Action%20against%20Child%20Labour.pdf>

にて実施すべき施策内容を現場に浸透させるトップダウンの情報発信の双方がうまく機能することによって初めて仕組みが機能するということが、ガーナの児童労働フリーゾーン制度構築を担当するガーナ政府のアジェマン氏より共有された。

2-2-2. 現場でのインパクト最大化をめざす「ポートフォリオ・アプローチ」

農林水産業は依然として児童労働が最も多く発生しているセクターとして最も注視され、本会議でもテーマ別セッションが開催された。「農業における児童労働撤廃のインパクト向上」をテーマとしたセッションでは、世界銀行の「ポートフォリオ・アプローチ」が実例を交えて紹介され、研修員にとって新たな学びとなった。このアプローチは、単一のプロジェクト単位でのインパクト創出規模が限られる課題に対し、複数のプロジェクトや資金調達活動全体を「体系的で戦略的な集合体」として管理・評価する手法だ。プロジェクト実施国の国別行動計画や政策の優先度に沿って資源を配分・最適化を行い、リスクに対する国家の対応能力の強化をし、支援の質、効果の向上、成果の最大化をめざす。

セッションでは、ガーナでのツリークロップに関連するプロジェクトが紹介され、そこには児童労働の予防・撤廃も含まれていた。児童労働撤廃にかかる国家政策や国別行動計画の策定・実施、労働監視システムの確立、社会福祉省との連携などが含まれ、児童労働リスクの原因となる構造的要因へも戦略的に介入する。これまでの情報をもとに、下記表に「ポートフォリオ・アプローチ」、「統合的エリアベース・アプローチ」、「サプライチェーン・アプローチ」の特徴をまとめる。

基準	① ポートフォリオ・アプローチ	② 統合的エリアベース・アプローチ	③ サプライチェーン・アプローチ
対象範囲	国家レベル、複数プロジェクト全体	一国内の特定地域・村・郡	カカオの流通経路・登録農家
フォーカス	制度設計、政策統合、リスク管理	地域社会の包括的変革	企業責任、調達基準、人権デュー・ディリジェンス
期待する成果	制度強化、所得向上、リスク低減	地域内で発生した児童労働に自力で対処する能力の持続	児童労働のない調達網
実装単位	政策プログラム、国家支援枠組	村単位・コミュニティ単位	農家単位・サプライチェーン単位
主なステークホルダー	世界銀行、政府および関連機関、省庁	地方自治体、現地コミュニティ、学校、家庭、市民社会組織	多国籍企業、認証機関、輸出業者、農家
予防・撤廃のアプローチ	構造改革による予防が中心	直接的な介入による予防・撤廃	モニタリングと是正
持続性の源泉	制度化・国家政策	地域の社会規範変化	市場インセンティブ・規制
弱点	現場浸透が弱い可能性	制度維持にかかる財源、人的リソースの確保	自社調達地以外におけるリスクとそれら地域からの再流入リスクの残存

最後に、セッション参加者に向けて、「ポートフォリオ・アプローチ」で行われるプロジェクトに自団体のプロジェクトが関連する可能性を見出した場合、なるべく早い段階、具体的には予算の検討段階およびプロジェクトのデザインフェーズにおいてコンタクトを取るようにとメッセージが発信された。

2-2-3. デジタル技術による新たな児童労働リスクと中央政府の役割

児童労働の予防・撤廃における中央政府の役割の重要性についても、複数のセッションで議論された。多くの事例が児童労働の蔓延率が高いアフリカの農業分野に焦点を当てる中、途上国における児童労働対策だけでなく、自国内における児童労働、特に最悪の形態の児童労働の撤廃にも取り組むフランスの事例が共有された。

「最悪の形態の児童労働の予防・撤廃」をテーマにしたセッションで、エル＝アイリ児童担当高等弁務官は、フランスでは子どもの権利保護に基づき子どもたちを守る上で、現行の政府組織では十分な保護制度を提供できない分野が存在することを認識したと説明した。これを受けて設立された児童担当高等弁務官事務所は、「子どもの権利擁護機能」を中核に据え、子どもの権利を特定部門の課題ではなく全政府的課題として位置づけ、すべての公共政策を子どもの視点から横断的に見直す役割を担う。児童政策全般の「定義・調整・実行・評価」を担う統合的行政機関であり、対象分野には労働、健康、連帯、予防、社会政策、スポーツなどが含まれる。今後は、デジタル分野や経済・財務分野など、子どもの直接的な関与が想定されにくい分野も対象に含める予定とされている。

フランスにおける子どもの権利侵害および現行の保護制度の空白分野の一つとして、子ども、特に少女の性的搾取が挙げられた。子どもの性的搾取は「最悪の形態の児童労働」の一つとされ、先進国・途上国を問わず発生する重要な課題である。フランス国内では、被害者の約9割がSNSをはじめとするデジタル技術を通じて勧誘されているとされる。こうしたリスクから子どもを保護するため、フランス政府は法定就労年齢の定義と並び、SNSを利用できる年齢の設定についても政府が一定の責任を負うべきとし、現在、デジタル上の成人年齢の確立に向けた検討が進められている。行政の視点から、新たなリスクに対応するための適切な措置と、現実の状況に合わせた法制度の調整の重要性が強調された。

2-2-4. 公的資金削減による現場への影響と優先順位の明確化

アメリカ政府をはじめとする国際協力への公的資金の大幅削減の潮流を受け、児童労働の予防・撤廃分野においても影響が顕在化している。「投資とファイナンス」をテーマにしたサイドイベントでは、現場で介入支援を実施する複数の市民社会組織から、異なるレイヤーで発生している具体的な課題が共有された。

発生レイヤー	課題
現場	<ul style="list-style-type: none"> 資金削減により最新・独立データの作成・公開が停滞し、エビデンスに基づく改善が難化。 企業が古いデータや十分検証されないAI生成の洞察に依存するリスクが増大。
民間セクター	<ul style="list-style-type: none"> ILAB/DOL等が支えたパイロット・オープンツールキットの供給が細り、改善モデルの共有・スケールが難化。 「ソフトローからハードロー」への移行期（米国輸入禁止、EU 義務的デュー・ディリジェンス等）に対応する新手法の不足が顕在化。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 組合・労働者組織の能力強化、苦情メカニズム整備、権利教育、追跡技術の導入が中断。 政府のルール執行力が低下し、規制管理に必要な情報・実践知の不足が拡大。

公的資金削減の影響について共有されたラテンアメリカの事例では、エクアドルにおいて公的な学習支援や技術訓練が開始直後に停止され、若年者が就業に流れ、就学率の低下がみられた。現場では「大人の約束が守られない」経験が若者の不信を増幅し、制度全体への信頼低下につながったと指摘された。アルゼンチンでは、政府は緊急対応の準備が不十分であったことから、専門チームの解任や一部の政策

の凍結が生じ、関連政策分野の空白が拡大した。また、一部では児童労働対策の優先度を公に下げる動きも見られ、国際合意の実効性の低下が懸念された。

優先・強化分野として、是正措置への投資と比較して、予防への投資の方が費用対効果の高いことが共有された。また、エビデンスに基づく政策決定を通じて施策の持続性を高めること、エリアベース・アプローチを取り入れること、官民や財団による協調資金とオープンな知見共有の枠組みを再構築する必要性が強調された。

2-2-5. 民間セクターと行政の連携

官民連携をテーマに取り上げたセッションでは、企業のサプライチェーン上の児童労働に対する対策を行政の政策や制度と連動されることの重要性が指摘された。カカオ、コーヒー、パーム油、サトウなど 500 万人の生産者と日常的に携わる多国籍企業ネスレの事例として、コートジボワールで取引のある全カカオ生産者へ児童労働の予防・是正策を提供する取り組みを行う一方で、これらの支援を国家レベルの制度と紐づけるプロセスに大きなハードルがある現状について共有された。企業、市民社会組織、労働組合を会員に含む Child Labour Platform（事務局: ILO）のドナーでもある同企業は、会員としても情報や経験、有効事例の共有を目的として国別分科会に積極的に参加しており、国際機関を通じた民間セクターと行政の連携を通じた更なるインパクト創出の可能性を議論した。

オランダ政府からは、Dutch Initiative on Sustainable Cocoa (DISCO)⁵における官民連携の事例として、消費国の企業が生産国の行政制度へのアクセス支援を行う事例が共有された。政府と共にオランダのチョコレート企業 3 社が資金を拠出し、コートジボワールのカカオ生産者の国民健康保険へのアクセス支援および手続きにおけるサポートを実施している。この結果、生産者の生活安定性が向上し、児童労働の低減も見られたことが共有された。また、2016 年に Alliance 8.7 に加盟したオランダ政府は、欧州の消費国として初のパスファインダー国でもある。その立場から、Alliance 8.7 に未加盟の国および非パスファインダー国の国に向けて、児童労働に向けた加速のために当アライアンスへの加盟を呼びかけた。

2-2-6. 指標の見直し - プロセスのモニタリングと評価

第 6 回世界会議では、ワークショップ形式のセッションも開催された。2030 年以降の児童労働に関する目標設定の在り方がますます重要になる中、ILO と UNICEF が主催したこのセッションでは、2030 年以降の目標設定に関わる技術的作業や専門家協議、分析プロセスへの情報提供を目的とした議論が行われた。参加者は少人数グループに分かれ、いくつかの問いについて議論し、後にグループ代表が要点を全体に共有する形式で進められた。

研修員が参加したグループでは、児童労働者数の増減だけでなく、国別行動計画の策定やその施策の実効性など、システムやプロセスの評価の重要性が指摘された。特に、小学生年齢にあたる最若年層（5～11 歳）の児童労働者数が減少していないことに警鐘が鳴らされており、児童労働を生む社会構造自体を変えなければ、減少も一時的にとどまるとの懸念が背景にある。児童労働の発生を防ぐ予防策と、発生した場合に適切な環境へ戻す是正措置を備えた社会の仕組みが必要であることが示され、実際、成果文書には 2030 年までに達成すべき指標として「ILO 全加盟国による児童労働撤廃の国家計画策定」が含

⁵ 持続可能なカカオ産業の実現をめざし、政府、企業、市民社会組織、学術機関、認証機関によって構成される業界プラットフォーム。日本にも JICA が事務局を務める「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」が存在する。

まれた。

2-2-7. ネットワークの構築

世界会議に現地参加することで、国際機関や政府、労働組合、市民社会組織など、多様な立場の人々と交流し、今後の政策提言に活かせるネットワークを広げることができた。特に、これまで当法人がグローバルな政策提言で協働してきた「児童労働に反対するグローバルマーチ」の事務局や加盟団体のスタッフとは、元児童労働者の若者の声を届けるサイドイベントを共催した。準備を含め現地で共に活動したことで、より顔の見える関係を築くことができ、今後のイベント開催や政策提言における協働が一層進めやすくなった。

3. 考察・提言

3-1. 結論

約 4 日間の会議参加を通じ、多様な地域・分野の事例から具体的な課題や示唆を学ぶことができた。児童労働の予防・撤廃においては、①公的資金削減による制度脆弱化への対策、②デジタル空間における新たなリスクへの対応、③関連プロジェクトの連結の必要性、の 3 点が特に顕著な課題として確認された。また、上述のポートフォリオ、エリアベース、サプライチェーンの 3 つのアプローチを組み合わせることで、制度、資金、情報の面でより自立的かつ効果的な予防策を打ち出すことが可能となる。協働によるインパクト向上には、プロジェクト数の増加よりも、連携の質を高めることが重要である。その上で、政府、企業、市民社会組織の役割と強化すべき分野を考察する。

政府に求められるのは、児童労働撤廃に向けた国家行動計画の策定・制度化、省庁横断調整、現状調査に基づく効果的な社会保護制度の拡充、監視・是正の公的枠組み整備、そしてデジタル領域によるリスクに対する対策の法整備である。特にグローバル・ノース諸国は、グローバル・サウスへの支援に加え、自国内の課題にも対応する必要がある。そのため、持続的なデータ収集と政策実施能力の強化、現状把握に基づく効果的な施策、予防策への予算配分、現場との双方向コミュニケーションが求められる。

企業には、自社サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの継続的取り組みに加え、「エリアベース・アプローチ」への参画が求められる。特に、公的資金削減で後退している分野では、資金動員の観点でも期待される。児童労働を構造的課題として捉え、予防策への資金導入を推進するとともに、自社の取り組みを国家制度と結び付けることが重要である。その上で、官民プラットフォームへの参加を、受動的な学習の場ではなく、具体的な連携を生み出す主体的な場へと発展させることが求められる。

市民社会組織には、現場での実装に加え、各ステークホルダーとの関係構築、現場の声を反映した政策設計、改善施策の現場への浸透が求められる。これを実現するには、政策提言力の向上、国際資金プロジェクトとの連結、連携組織間の調整機能の強化が不可欠である。ただし、調整機能の運用には多大な工数が必要であり、公的または民間による財政支援の確保も重要となる。

3-2. 本研修成果の自団体、NGO セクターの組織強化や活動の発展への活用方針・方法

一つ目に、当法人のガーナのカカオ生産地における支援は統合的エリアベース・アプローチを採用しており、今回の研修でその強みを改めて確認した。今後も支援を継続し、児童労働を生み出さない社会の

仕組みづくりに一層注力していく。会議の成果文書で示された各種支援・介入が、ガーナの児童労働フリーゾーンでどのように機能しているかを整理し、市民社会組織、企業、各国政府との知見共有を目的とした勉強会を、ILO の協力を得ながら実施したい。この勉強会を通じ、現場でのインパクト向上に寄与する新たな連携機関やプロジェクトとの結びつきも期待できる。

二つ目に、企業との連携については、資金動員を念頭に置いた協働の在り方を検討する。Child Labour Platform では、企業の支援と行政システムの連携に関する議論が進められていることから、当法人でもこのプラットフォームを積極的に活用する方向で検討したい。

最後に、会議で得た学びや成果文書に示された各セクターの行動指針を共有するため、当法人が事務局を務める児童労働ネットワークや「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の児童労働撤廃分科会加盟組織、さらには日本政府関連省庁との情報交換・議論の場を設定する。これにより学びを共有するとともに、各ステークホルダーとの今後の連携の在り方を再検討していく。

3-3. テーマに関する日本の国際協力分野への提言

児童労働は、教育、政治経済、社会福祉、国際貿易、消費行動、ジェンダー、ケア労働、デジタル技術など複数の要因が重なり合う構造的な課題である。そのため、課題の解決には、課題の解決には単一の政策や主体による対応ではなく、政府、企業、市民社会、国際機関など多様なステークホルダーが連携した取り組みが不可欠である。こうした連携を促進するためには、国内外において児童労働問題の政策アジェンダとしての優先順位を一層高める必要がある。

特に市民社会組織には、現場の実践を通じて得られた知見を政策形成に反映させるとともに、政府、企業、国際機関などの関係主体をつなぐ調整役としての役割が期待されている。今後は、現場の声を政策に反映し、より効果的な施策の設計・実施につなげるため、関係主体間の対話と協働を促進する「つなぎ役」としての機能を強化することが重要である。

また、市民社会組織にとって資金調達は共通の課題であり、近年は国際協力資金の急激な縮小など、外部環境の変化による影響も顕在化している。このような状況に対応するためには、資金状況の変化を想定したシナリオ・プランニングを定期的実施し、事業の優先順位や継続体制をあらかじめ整理しておくことが重要である。

さらに、児童労働対策のプロジェクト設計においては、特定の産業や課題に焦点を当てた個別事業から、国家政策、地域での実装、資金動員を有機的に結びつけるアプローチへの移行が求められる。支援終了後も現地の主体のみで仕組みが継続的に機能する体制を構築するためには、国家行動計画と連動したエリアベースの支援の推進、企業との官民資金動員メカニズムの制度化、是正中心の取り組みから予防重視への投資転換を進めることが重要である。

加えて、児童労働対策の進捗を評価する指標についても見直しが必要である。従来は児童労働者数の増減が主な指標とされてきたが、今後は、支援を必要とする子どもや家庭に行政支援が適切に届いているか、企業が危険有害労働の把握および防止のためのプロセスを整備しているか、またそれらを支える国家行動計画が整備されているかといった観点を含め、制度整備や実施体制の強化を評価するプロセス指

標を取り入れることが重要である。

上記を踏まえ、今後 ACE が事務局を務める児童労働ネットワーク等を中心に、以下を具体的なアクションとして提言する。

- 1) マラケシュ・フレームワークに則った、日本の児童労働撤廃に向けた国家行動計画の策定
- 2) 日本国内における児童労働の実態把握に向けたデータの取得と整備
- 3) 児童労働撤廃における国際的な連携強化に向けた、日本の Alliance 8.7 パスファインダー国参画
- 4) マルチステークホルダーによる児童労働撤廃に向けた意見交換・協議の場の設定
- 5) 上記施策を推進するための省庁横断による児童労働に関する連絡会議の発足
- 6) 児童労働撤廃のモデル事業としての児童労働フリーゾーンの推進
- 7) 児童労働撤廃のための資金メカニズムの創出および国際協力の推進

4. 団体としての今後の取り組み方針

児童労働に関する世界会議は4年に1回の開催となり、その貴重な機会に川村の参加が叶ったことをありがたく感じている。弊団体にとって主要テーマの国際会議を団体の若手スタッフが経験することで、今後の当団体の児童労働におけるグローバルアドボカシーを進めるにあたっての知識、経験、また人的ネットワークの共有ができた。

本会議は毎回主催政府が異なり、特に今回は市民社会の参加機会の門が狭かった。ILO の三者構成をすべてのセッションで踏襲する方針も市民社会組織の発言スペースを狭める要因となっている。そのような中、ガーナにおける児童労働フリーゾーンに関してサイドイベントで発言機会を得て、経験共有が出来たことは大きな成果と感じる。また、当事者である子どもに近い立場のユースの参加を実現できたことも、子どもの権利条約に基づく「子どもの意見尊重」の実践として意義があったと考える。

今後、この会議のフォローアップを行い、成果文書を含めた今後 2030 年までの取り組み方向性を市民社会組織へ共有していくのと同時に、国内でもこの世界会議の共有を行っていく。具体的にはグローバルレベルでは加盟している児童労働に反対するグローバルマーチ（ACE が理事を務めている）を中心に行い、国内では外務省・厚生労働省が主催となる意見交換会の開催に向けた働きかけ、また ACE/児童労働ネットワークとして、様々なステークホルダーが参加する円卓会議を開催する。また提言内容についても引き続き提言を行っていく。（代表 岩附由香）

5. その他

5-1. 本プログラムや事務局側に対する提案・要望等

当プログラムを利用したことにより、現地での国際会議における業務に集中できる機会と環境をいただけたこと、また、準備の段階において ILO の会議準備プロセスの都合により会議参加承認が発行日の約 2 週間前となったが、必要書類の確認や航空券予約に際し、迅速にご対応いただいた事務局には大変感謝しています。ありがとうございました。

5-2. 写真類

会議の様子を以下写真にて共有する。



1. テーマ別セッションの様子



2. ワークショップ型セッションの様子



3. JICA とガーナ雇用労働省の Innovation Fair ブース



4. Global March against Child Labour の加盟組織で ILO のレッドカードアクションに参加（中央列左から 2 番目が研修員）